

県立高等学校入学料免除要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県立学校の授業料等に関する条例（昭和31年広島県条例第6号。以下「条例」という。）第4条及び県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則（昭和51年広島県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）の規定による入学料の免除について、必要な事項を定めるものとする。

(免除対象者)

第2条 入学料の免除を受けることができる者は、保護者全員の市町村民税所得割が非課税である者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給する世帯に属する者を除く。

(申請の手続)

第3条 入学料の免除を受けようとする者は、入学料免除申請書（別記様式第1号）に保護者全員の市町村民税所得割非課税の証明書を添え、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(免除の決定等)

第4条 教育長は、前条の規定により提出された申請書等を審査し、適当であると認めるときは、入学料の免除を決定するものとする。

- 2 教育長は、入学料を免除することを決定したときは、入学料免除決定通知書（別記様式第2号）を申請者に交付する。
- 3 第1項の規定による免除の決定を受けた者が入学料を既に納入しているときは、条例第5条ただし書の規定により、当該納入済みの入学料を返還するものとする。

(入学手続)

第5条 前条第1項の規定による免除の決定を受けた者が、広島県立高等学校学則（昭和28年広島県教育委員会規則第4号）第15条第1項の規定により入学願を提出するときは、前条第2項により交付された入学料免除決定通知書を併せて提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月8日から施行し、令和2年度以降に入学する者から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。

広島県教育委員会教育長様

入学料免除申請書

次のとおり広島県立高等学校の入学料の免除を申請します。

1 生徒及び保護者について

生徒	ふりがな 氏名		昭和 平成	年	月	日生
	住所	〒				
	出身 中学校					
	志願先 県立高等 学校	高等学校名 広島県立 ()分校	課程等 全日制 定時制 専攻科	学科・コース 科 コース		
保護者	ふりがな 氏名		生徒と の続柄			
	住所	〒				
	電話番号(※)					

※ 提出書類等の確認を要する場合があるため、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

2 提出書類について

(1) 次の者の直近の課税証明書を提出します(①から⑤のいずれかの□に✓印を付けてください。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 生徒本人が成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、生徒本人が成人に達している場合等

(2) 次の理由により、課税証明書を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人のみであるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

(別記様式第2号)

令和 年 月 日

入学料免除決定通知書

様

広島県教育委員会教育長 

令和 年 月 日付けで申請のあった入学料免除については、申請のとおり免除することに決定したので、県立高等学校入学料免除要綱第4条第2項の規定により通知します。

(注) 免除決定を受けた後、入学時に入学願を県立高等学校へ提出するときは、この通知書の原本を併せて提出すること。